

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和 7 年

第 1 回東栄町議会定例会 会議録

(第 3 日)

令和 7 年 3 月 1 7 日 (月)

令和7年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年3月17日（月） 開議 午前10時00分
散会 午後 1 時48分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1 番 岡 田 浩 二	2 番 佐々木一也
3 番 浅尾もと子	4 番 櫻井孝憲
5 番 伊藤真千子	6 番 西谷賢治
7 番 村本敏美	8 番 加藤彰男

不応招議員 な し

出席議員 (8名)

1 番 岡 田 浩 二	2 番 佐々木一也
3 番 浅尾もと子	4 番 櫻井孝憲
5 番 伊藤真千子	6 番 西谷賢治
7 番 村本敏美	8 番 加藤彰男

欠席議員 な し

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	村 上 孝 治	副町長	伊 藤 克 明
教育長	岡 田 守		
総務課長	伊 藤 太	会計管理者兼税務会計課長	藤 田 智 也
生活環境課長	伊 藤 仁 寿	福祉課長	亀 山 和 正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原 田 経 美
教育課長	青 山 章	診療所事務長	高 尾 公 彦

公務による欠席者 な し

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加 藤 寿 基

令和7年第1回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 委員長報告 | |
| 日程第 2 | 議案第10号 | 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第11号 | 東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第12号 | 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第13号 | 東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第14号 | 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第15号 | 東栄町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第16号 | 東栄町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第17号 | 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第10 | 議案第18号 | 東栄町辺地総合整備計画の策定について |
| 日程第11 | 議案第19号 | 東三河広域連合規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第21号 | 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について |
| 日程第13 | 議案第22号 | 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について |
| 日程第14 | 議案第23号 | 令和6年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第15 | 議案第24号 | 令和6年度東栄診療所特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第16 | 議案第25号 | 令和6年度東栄町御殿財産区特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第17 | 議案第26号 | 令和6年度東栄町園財産区特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第18 | 議案第27号 | 令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について |
| 日程第19 | 議案第28号 | 令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第20 | 議案第29号 | 令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第21 | 議案第30号 | 令和7年度東栄町一般会計予算について |
| 日程第22 | 議案第31号 | 令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算について |

日程第 2 3	議案第 3 2 号	令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 2 4	議案第 3 3 号	令和 7 年度東栄診療所特別会計予算について
日程第 2 5	議案第 3 4 号	令和 7 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
日程第 2 6	議案第 3 5 号	令和 7 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
日程第 2 7	議案第 3 6 号	令和 7 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
日程第 2 8	議案第 3 7 号	令和 7 年度東栄町園財産区特別会計予算について
日程第 2 9	議案第 3 8 号	令和 7 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
日程第 3 0	議案第 3 9 号	令和 7 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
日程第 3 1	議案第 4 0 号	令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について
日程第 3 2	議案第 4 1 号	令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
日程第 3 3	議案第 4 2 号	令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 3 4	意見書第 1 号	刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について
日程第 3 5	発議第 1 号	北設情報ネットワーク民間譲渡にかかるテレビ放送利用料の軽減を求める意見書について
日程第 3 6	発議第 2 号	議案第 31 号 令和 7 年度 東栄町国民健康保険特別会計予算に関する付帯決議について
日程第 3 7		議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しています。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

はじめに本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長から報告いたします。
議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

改めましてみなさんおはようございます。議会運営委員長から本定例会の本日議会運営について3月13日に議会運営委員会を開催いたしましたので報告させていただきます。本日の議案は委員会付託された議案33件、発議2件、継続審査申し出1件であります。日程第1委員長報告は従来通りです。議案審議につきましては配布してあります議案審議一覧表の通りです。日程第2議案第10号から日程第15議案第24号までの議案はそれぞれ単独で上程し討論、採決を行います。なお日程第5議案第13号につきましては執行部より議案の訂正についての申し出がされています。日程第16議案第25号と日程第17議案第26号の2議案は一括で上程し採決を行います。続いて日程第18議案第27号から日程第24議案第33号までの議案はそれぞれ単独で上程し討論、採決を行います。日程第25議案第34号から日程第30議案第39号の6議案は一括で上程し採決を行います。日程第31議案第40号から日程第33議案第42号までの議案はそれぞれ単独で上程し討論、採決を行います。日程第34号意見書1号については単独で上程したあと質疑を行い討論、採決を行います。日程第35号発議第1号と日程第36号発議第2号はそれぞれ単独で上程し討論、採決を行います。日程第37号議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出となります。本日も議会運営にご協力の程よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議事日程で進めますのでよろしくお願いいたします。

----- 発言の申し出 -----

議長（加藤彰男君）

ここで発言の申し出がありますのでこれを許します。
はじめに総務課。

総務課長（伊藤太君）

先日の予算特別委員会で監査費に関する質問の中で援助する団体についても毎年監査を行っているという回答しましたがけれども、令和5年度及び6年度は監査を行っておりませんので修正の方をお願いしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、ただいまの総務課長の説明がありましたので、この内容につきましても訂正ということで確認したいと思います。よろしいですか。はい。

続いて税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

それでは、すみません1点ですね、本日追加でお配りさせて頂いた資料の捕捉の説明をさせていただきます。カラーの紙をご覧ください。国民健康保険料の見直しについて浅尾議員からですね、事業所得について追加の資料をとということだったので資料を作成いたしました。まず1番の事業所得者のモデル世帯の設定ですが、まず事業所得について簡単に説明いたします。事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業を営んでいる人の事業から生ずる所得となります。所得の計算方法は総収入金額から必要経費を差し引いた金額が事業所得の金額となります。事業所得の傾向として多い経費比率ですが、総収入金額の約80パーセントを必要経費としている方が多いので、今回のモデル世帯においても必要経費を80パーセントで見ております。モデル世帯を設定するにあたり営業収入のある世帯の所得状況をいくつか確認しましたが、所得額が数十万円というケースも少なくないので、事業収入がある世帯が全て所得額が高いということではないということをご理解ください。それでは2番のモデル世帯です。(1)営業収入が1,500万円で2人世帯のケースですが収入額の約2割、300万が世帯の総所得金額、基礎控除43万円を差し引いた金額257万円が保険料の算定基礎となる課税標準額となります。見直した仮の保険料率均等割額、平等割額により試算した年間の保険料は49万3千円となり、見直し後の負担増は年額6万500円で、月額では5,042円の増額となります。次に(2)営業収入が2,000万円で3人世帯のケースです。収入額の約2割、400万が世帯の総所得金額、基礎控除43万円を差し引いた金額357万円が保険料の算定基礎となる課税標準額となります。見直した仮の保険料率均等割額、平等割額により試算した年間の保険料は56万4,500円となり、見直し後の負担増は年額83,200円で月額では6,933円の増額となる見込みとなります。資料説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

続いて福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

失礼します。先の常任委員会にて浅尾議員から質問がありました福祉タクシー券の要支援に

拡充した際の周知方法についてということでのご回答になります。今年度から福祉タクシー券の対象者を要支援まで拡充した際には広報誌にて周知しましたが、郵送等で個々には周知してはおりません。ただし、新規に対象になられました方につきましては、以前より認定されましたその都度個別に周知のため、案内をその都度送付しております。

議長（加藤彰男君）

続いて経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい失礼します。経済課の方は予算特別委員会と常任委員会の方からそれぞれ関連質問をいただいておりますので、そちらの方、説明させて頂きたいと思います。まず予算特別委員会で水産業振興費関連質問ということで仮設トイレの設置場所、設置をやめる予定の場所という事でご質問いたしたかと思います。令和6年度の設置場所につきましては、川角、桃源橋、下田長沢、下田松の本、千代姫橋その付近の5ヶ所となっております。来年度どこをやめるかはまだ決定していませんが、利用頻度の低い箇所については設置しないことで検討していきたいと思っております。次に常任委員会で補正予算関連質問という事で配合飼料化安定化制度はどこが主体でやっているかというご質問をいただいたと思います。生産者と飼料メーカーが積立金を負担している通常補填基金につきましては、全国配合飼料供給安定基金、これが全農系です。次に全国畜産配合飼料価格安定基金、これが専門の農協系です。全日本配合飼料価格畜産安定基金、これは先に言いました2つの農協関係ではない商系、商いの方の商系の方となっております。この3つが主体となっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

あと、手元の方に辺地総合整備計画の方の資料があるかと思いますが、それも確認してください。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

これより議事に入ります。初めに議案第1 委員長報告を行います。3月2日の本会議において各委員会に付託しました議案並びに陳情等の審査結果について各委員長の報告を求めます。始めに予算特別委員会をお願いします。

予算特別委員長

予算特別委員長（村本敏美君）

それでは東栄町議会予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。去る3月5日の本会議におきまして本委員会に付託された付議事件は、議案第37号令和7年度東栄町一般会計予算についてから議案第42号令和7年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算についてまでの

13 件であります。3 月 12 日水曜日午前 10 時から本委員会を開会いたしました。出席者は議会側は委員と議長、執行部は町長、副町長、教育長各課長、課長補佐、係長出席のもと進捗に審査をいたしました。以下審査の結果を報告します。なお本委員会の質疑等の詳細については省略をさせていただきます。まず初めに議案第 30 号令和 7 年度東栄町一般会計予算について。議案第 31 号令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について。議案第 32 号令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計について。議案第 33 号令和 7 年度東栄診療所特別会計予算について。議案第 40 号令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について。議案第 41 号令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について。議案第 42 号令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算についての 7 案件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 34 号から議案第 38 号までの令和 7 年度各財産区特別会計予算についての 6 案件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。失礼いたしました。議案第 34 号から議案第 39 号までということですのでよろしくお願いします。また委員会の中で動議があり賛成者がありましたので、議案第 31 号令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計予算に関する附帯決議についてを議事日程に追加し審査したところ、賛成多数で原案の通り採択すべきものと決しました。よって本会議に附帯決議として提出することとしましたのでよろしくお願いします。以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。なお委員会の終了時間は 18 時 40 分で行いました。以上です。

議長（加藤彰男君）

委員長からの報告が終わりました。次に常任委員長からお願いいたします。

常任委員長。

常任委員長（岡田浩二君）

東栄町議会常任委員会の委員長報告をさせていただきます。3 月 13 日木曜日午前 10 時から常任委員会を開催いたしました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長はじめ担当課長、課長補佐、係長の出席を頂き慎重審査をいたしました。本委員会には、議案第 10 号東栄町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例について。議案第 11 号東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例及び東栄町職員の育児休業等に関する条例一部改正について。議案第 12 号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について。議案第 13 号東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について。議案第 14 号東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。議案第 15 号東栄町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。議案第 16 号東栄町国民健康保険条例の一部改正について。議案第 17 号東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について。議案第 18 号東栄町辺地総合整備計画の策定について。議案第 19 号東三河広域連合の規約の変更について。議案第 21 号令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号について。議案第 22 号令和 6 年度国民健康保険特別会計補正予算第 5 号について。議案第 23 号令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について。議案第 24 号令和 6 年度東栄町診療所特別会計補正予算第 3 号について。議案第 25 号令和 6 年度東栄町御殿財産区特別会計補正予算第 1

号について。議案第 26 号令和 6 年度東栄町園財産区特別会計補正予算第 1 号について。議案第 27 号令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号について。議案第 28 号令和 6 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号について。議案第 29 号令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について。発議第 1 号北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書について。陳情第 3 号刑事訴訟法における再審に係る規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情。以上議案 19 件と発議 1 件、陳情 1 件が付託されました。委員会において審査の結果、議案第 11 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号の 12 案件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に議案第 10 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 24 号の 7 案件につきましては賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定されました。発議第 1 号は採択と不採択の意見が出されましたが、採決の結果不採択となりました。陳情第 3 号については審査の結果全会一致で採択しましたので本日意見書として追加上程いたしました。以上が審査結果であります。なお本委員会は議員全員で構成され全員が出席していますので、質疑、討論の詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わります

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。以上で各委員会の報告を終了いたします。

----- 議案第 10 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 2、議案第 10 号「東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

反対討論よろしいでしょうか。日本共産党浅尾もと子でございます。東栄町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について反対の立場で討論いたします。この議案は国家公務員の特別職の給与改定に準じて東栄町の三役の給与月額を 1.1 パーセント程度引き上げるものです。議会での町の答弁で町長が月額 7 千円の増額で月額の給与が 63 万 6 千円となる。同じく副町長が月額 6 千円の増額で給与は月額 55 万 1 千円となる。また教育長は月額 5 千円の増額で月額給与は 48 万 5 千円となることがわかりました。町民や町の自営業者のみなさんが長引く物価高騰の中で大変な暮らしをしているとき、なぜ町の三役は昨年末のボーナスの増額に続いて基本給まで増額しようとしたのでしょうか。町は町の諮問機関である東栄町報酬等審議会の答申に基づいて引き上げを判断したと答弁しました。しかし、この報酬等審議会

は町がコロナ禍で数年間休止していたということも答弁でわかりました。その休止していた審議会を再び招集したのは、人事院勧告によって職員の給与が引き上げられたことによって、町の特別職の職員の給与との逆転現象が起きるためだということです。町の三役の給与と長く勤めてこられた職員給与の金額が逆転するそのことは町民にとってどれだけ重要なことでしょうか。私は厳しい財政のもと、国民健康保険料の値上げには1円も財政支援を行おうとしない町が、実施義務のない三役の給与を増額することに町民の理解は得られないと考えますので反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。他に討論はございませんか。

伊藤委員。

5番（伊藤真千子議員）

この議案に賛成いたします。議案第10号、東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部について。今回の条例改正は人事院勧告によるものであり、地方自治体は必ずしも従わなければならないわけではありませんが、公務員の給与や待遇が適切かつ公平であることを確保するために、人事勧告を無視することは政府や自治体及び制度そのものの信頼性を損なう可能性があり、公務員の待遇が適切でないと感じられれば今後職員の士気にも悪影響を及ぼす可能性が考えられ、勧告を尊重することは必要と考え賛成します。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

賛成者5名です。賛成多数です。

よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第11号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、議案第11号「東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東栄町職員の育児休業等に関する条例一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 12 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 4、議案第 12 号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子でございます。公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。この議案の内容は町の職員を派遣する先の公益法人等の一覧に愛知県市町村振興協会と東栄町の観光協会を加えるという内容になっています。町は職員 1 名について今年 4 月から愛知県市町村振興協会へ 2 年間研修業務に従事させるために派遣するという説明でありました。併せて今後の人事交流のために観光協会を派遣先に加えるという答弁でもありました。しかし、私は町の現在の職員体制において民間や他の公共団体へ職員を派遣する余裕はないと考えます。令和 7 年度の予算説明書によりますと、令和 6 年度の予算編成時から一般職で 6 人、診療所職員で 6 人の方が退職したということになります。同様に令和 5 年度の予算編成から 1 年間で一般職 6 人、診療所 6 人が退職しています。つまり 100 名程度の規模の地方公共団体において、毎年 10 人に 1 人が役場を辞めるという計算になります。この退職者の増加に加えて新規の採用も難航しているのが東栄町であります。内定辞退などで一般職の今年 4 月 1 日の採用は 0 人、7 月採用は 1 人だという町長の報告には本当に驚きました。町の防災担当の職員さんはわずか 1 名です。また簡易水道、公共下水道、農業集落排水事業の水道 3 事業の担当者は 3 名体制だということも今回の議会で答弁がありました。町の人事体制は不十分であるということは明らかだと思います。事態を重く受けとめるならば職員の派遣は延期又は見直しするべきではないでしょうか。町は他の地方公共団体や民間でできることはそれぞれに任せて、町民の命と財産を守る職務にこそ大切な職員の皆さんを配置し公共サービスの責任を果たすべきだと訴えまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。他に討論はございませんか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

議案第 12 号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について賛成の立場から討論を行います。今回の改正は職員を派遣する対象団体として、新たに公益財団法人愛知県市町村振興協会及び一般社団法人東栄町観光まちづくり協会を追加するとともに名称変更があった団体の表記を整理するものであります。この改正は町職員の派遣先を拡充し地域社会の発展に資する団体との連携を強化するために必要なものであり、妥当な改正であると考えます。まず公益財団法人愛知県市町村振興協会は県市町村の振興と自治体経営の支援を対象とした法人で、目的とした法人であり、本町職員が派遣されることにより自治体運営に関する知見を広めるとともに、町の行政運営に還元できるメリットがあります。こうした派遣を通して職員のスキルアップが図られ、町の行政力向上にもつながると期待をされます。次に一般社団法人東栄まちづくり観光協会は、地域振興や観光推進など町の活性化に直結する事業を展開する団体です。現在人口減少と高齢化が進む本町において持続可能な地域づくりは喫緊の課題であり、行政とまちづくり観光協会が連携を深めることは極めて重要であります。職員を派遣することで行政の機転を生かしたまちづくりが可能となり、町の発展に大きく寄与することが期待されます。一方で反対意見として職員不足を上げ、体制を不安視するとの懸念が示されております。しかし、限られた人員の中であっても、こうした派遣を通じた人材育成とネットワーク構築が長期的には町の行政運営を持続可能なものとし、むしろ職員の負担軽減につながると考えます。また、今回の改正により既存の社団法人東栄町シルバー人材センターの名称変更を反映し現状に則した条例とすることも適切な対応であると考えます。以上の理由から、本条例改正案は町の発展と職員の育成そして地域団体との連携強化に資するものであり、積極的に推進すべき内容であると判断し賛成とさせていただきます。以上です。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい着席ください。

賛成者 6 名です。賛成の起立多数です。

よって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 13 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 5、議案第 13 号「東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。なお議案につきましては執行部から別表備考欄の一部訂正の申し出がありますので、これを認めます。

総務課長。

しばらくお待ちください。

総務課長(伊藤太君)

議案の訂正について。令和7年3月13日に令和7年東栄町議会第1回定例会議案の一部を次のように提出しました。提出した議案名、東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について。訂正の内容、次のように提出しました。別表第2の1枚めくって頂いて、備考欄の2番目、町民が使用する場合の使用料は半額とする。ただし10円未満の端数は切り捨てる。こちらのただし書きを追加させて頂いております。説明は以上です

議長(加藤彰男君)

ただ今の議案の訂正部分に関わって質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

訂正で頂いた資料についてお尋ねいたします。のき山学校の使用料の端数を切り捨てるという提案が今回ご提案頂いておるんですけれども、なぜ端数を切り捨てるのか理由をお伺いしたいと思います。東栄町の使用料及び手数料条例を見ますと、同様に円単位の使用料の設定をしているという例は少ないんですけれども、条例上に何か定めがあるなどですね、端数を切り捨てると、今回議案を変更するその根拠を伺いたいと思います。

議長(加藤彰男君)

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

今回議案審議でもありましたように1円単位の使用料が出ますと事務が繁雑になることから、今回町民が使用する場合は半額として10円未満の端数は切り捨てることとさせて頂いております。

議長(加藤彰男君)

よろしいでしょうか。

以上で質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

2番佐々木一也です。議案第13号、東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について反対の立場で討論します。この一部改正はのき山学校の各居室の利用に使

用料金を設定するために提案されたものです。私がこの一部改正に反対する1つ目は料金設定です。例を上げると、レンタルスペースという居室の昼間の料金は1,650円です。昼間というのは8時30分から17時までで、この間の利用が利用時間に関係なく1,650円というのは、あまりにも低額に設定しすぎだと感じます。せめて時間単位で料金を設定するべきと考えます。また時間単位とすることで、利用したい団体などが重複したり多くいたりする場合も対応しやすくなります。なおこのことはレンタルオフィスや小会議室、大会議室という名称の居室にも同様なことが言えます。また令和6年3月の定例会の時だったかと思いますが、のき山学校は木造2階建て校舎ということが珍しいとの答弁があったかと思いますが。木造二階建ての校舎であることを付加価値としてとらえるのであれば、金額設定にグリーンハウスを参考にするのは付加価値による金額設定になっていないと思います。ざっくりとですが、ネットで検索した感じでも校舎のレンタルの設定金額はこんなに低くはありません。次は時間設定です。改正案ではテレワークルームが1時間単位で利用できますが、利用時間が8時30分から17時までの最長8時間30分です。1時間という区分で利用ができるのに、30分というような端数な時間が出来ているので、利用時間を30分短くするとかそれとも長くするとか、または利用時間を1時間単位ではなく30分単位にしたほうがわかりやすいと考えます。また、時間の利用区分以外にも1ヶ月という利用区分がありますが、30日なのか31日なのか、2月で考えたら28日なのかよくわかりません。利用者が判断に迷わないために日数で表記するなどしたほうが丁寧だと思います。次に利用人数についてです。各居室の利用については居室1つでの貸出のため収容する人数については考えていないとの答弁だったと思いますが、昨年度の3月の定例会の時に頂いた資料の中では居室に定員を定めております。恐らく耐震に関係して各居室の荷重を求めるために定員を定めたと思います。耐震の時に定めた定員を超えて収容していいか確認しておく必要があると思います。また消防法の関係にも注意して頂きたいです。7月1日から運用するというので、あと3カ月と少ししかありません。この時点で私でもすぐに確認できる資料の内容が考慮されていないということは、準備のペースとして適切なのか心配に感じます。この準備のことで言いますと、のき山学校の耐震改修が完了したあとの利用方法について情報発信が全くないと言っていいほどされていません。使用料金が決まらなくてもPRはあると思います。例えば安全面が向上したとか、利用できなかった2階が利用できるようになるとか、工事の進捗や今後の利用の仕方の説明などまだまだあると思います。次に年間の使用料ですが、答弁で聞きとなかったところもあるので違うところもあるかもしれませんが、年間のすべての居室の使用料の合計がおおよそ80万円近くになると思います。令和7年度予算として計上されているのき山学校の運営事業費が約1,200万円に対して約80万円の使用料収入が見込んでいます。民間企業に置き換えて考えたら、とても経営していくことができない金額です。なお、この80万円の使用料の予定額は季節に関係なく1年で算出しました。夏場の暑い時期にエアコンのついていない居室の利用はほぼないと思いますので、算出金額より下がることも考えられます。もちろん使用料の収入すべてだけではなく、住民の利益になるとか福祉の増進につながるような施設であればいいと思いますが、今のところそのように感じることも周囲から期待をこもった声も聴くこともありません。以上料金の設定や時間の設定に疑問点が多く、またそれに付随して人数設定や事前のPR不足、運用のための準備の不足があると感じますので、この条例改

正をはじめ今後ののき山学校の利用方法をしっかり検討し、事前のPRに努め運用のための手引きやマニュアルなどについても準備を完了してから再度議題として提出して頂きたいと思いますので、今回のこの一部改正に反対します。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

櫻井議員。

4 番(櫻井孝憲君)

議案第 13 号、東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論させていただきます。この一部改正は東栄町体験交流館のき山学校について、デジタルを活用した生活を実践できる施設とするための関係機器等の整備及び耐震補強を行うことによってリモートワークやサテライトオフィス等の従来の活用に加えた新たな事業展開が可能となり、利用者数の増加による、まずは賑わいが大事であって、経済活性と交流人口の増加移住、定住の動員に結びつくなど施設の有効活用によるものであり、この使用料定めるものであるということで賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。反対討論ですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。この議案は耐震改修後ののき山学校の施設等の使用料を定めるという内容になっております。この使用料は、町によりますと昨年 3 月 14 日に町議会に配布した資料の収入額、これは町及び指定管理者の収入額という説明でありましたが、現状 170 万円 5 年後 670 万円を達成することを見込んで決めたものだということです。現状 170 万円 5 年後 670 万円の収入額のために、町はレンタルスペース 3 室それぞれ月 10 日間、リモートオフィス 1 室を月 7 日間、テレワークルーム 1 室を月 10 日間、小会議室及び大会議室各 1 室月 5 回の利用を見込むといいます。しかし同施設には現在エアコンが未整備の部屋の方が多いという答弁もあり、夏場の集客には疑問を感じます。また町が示した利用見込みを基に私が年間の利用料を使用料試算しましたところ、最も多く見積もっても 12 か月間で 128 万円余りとなりました。一方令和 7 年度予算には NPO 法へに対して指定管理料 771 万 1 千円や地域おこし協力隊の業務委託料 440 万円など、のき山学校に関連して 1,222 万 1 千円を支出することも明らかになりました。設備投資後も赤字は続くと私は考えます。最大の問題はこの耐震改修事業に至る合意形成の不備がいまだに解消されていないという点です。町が住民説明会もパブリックコメントも行わず巨額の投資を行ったという行政手法は、整備が終わったあとも町民の皆さんとの間で大きな軋轢が残ることを懸念します。町の民間事業者は懸命に経営

努力を続けており、町内事業者にとって施設設置のために銀行から1億円以上の融資を受けるということは容易なことではないと思うのです。今議会で町はエアコンの整備について「必要なら整備を検討する」と答弁しました。この上このような後出しでの投資が許され、それがそのまま町民の負担となってはますます理解は得られないと考えます。私は使用料を決めることよりも町民の理解を得る手続きが先決だと訴えて反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

議案第13号、東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論をいたします。本改正案は条例の第3条第2項の別表を、先ほど配られましたけれども別表第1に改めるとともに、第7条の無料とする部分をですね、第2表のとおりと改正し、新たにレンタルスペース、レンタルオフィス、テレワークルーム、大小会議室の利用料金を設定するものであります。この改正はのき山学校の施設をより有効活用し持続可能な運営を確立するための必要な措置であると考えます。まず、のき山学校は地域内外の交流促進と観光振興、さらには集落活性化を目的として設置された施設であり、その運営の安定化が重要であります。今回の改正により利用者から一定の使用料を徴収することで施設維持に必要な経費の一部を賄い町の財政負担を軽減することが可能となる、これにより長期的な視点での施設の持続可能な運営が見込まれます。また耐震化工事を実施し、より安全な施設として整備されたことで、これまで以上に多様な利用者に対応できる環境が整いました。特にテレワークやレンタルオフィスといった新たな活用方法を取り入れることで、企業誘致や移住促進の効果も期待されます。このような取組は人口減少や高齢化の進む本町において地域活性化の一助になると考えられます。一方で反対意見として年間の収益を考慮した際に費用対効果等において問題があるのではないかと指摘がございます。しかし公共施設の運営においては単なる収益だけではなく、地域経済や社会的な価値を生み出す視点が重要であります。使用料の設定は施設運営の安定化と地域住民、事業者の利便性を両立するバランスの取れた施策であり、費用対効果を短絡的な収支のみで判断するのは適切ではないと考えます。以上の理由から本条例改正案は施設維持管理可能な運営と地域活性化を促進するものであり、賛成といたします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

賛成者4名です。賛成多数です。

よって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 14 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、議案第 14 号「東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 14 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 15 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 7、議案第 15 号「東栄町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 15 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 16 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 8、議案第 16 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 16 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 17 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 9、議案第 17 号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 17 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 18 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 10、議案第 18 号「東栄町辺地総合整備計画の策定についてを」議題といたします。

討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子）

日本共産党浅尾もと子でございます。東栄町辺地総合整備計画の策定について反対の立場で討論いたします。辺地総合整備計画は、町が有利な地方債である辺地債の借入を目的として策定する各辺地における道路や林道水道等の整備事業に係る令和 7 年度から 11 年後までの 5 年計画であります。町の最重要計画である総合計画の計画期間を超えた計画期間となるため、一部で総合計画に位置付けのない事業を盛り込むこととなります。事業は 4 つの辺地で合計で林道、道路、橋梁、レクリエーション施設や水道施設や消防施設などでですね、7 億 7,121 万 4 千円もの大きな計画だという事、大きな計画だという事です。町はこの中にスターフォレスト御園に対する 2,471 万 1 千円の事業の計画を盛り込んでおります。そのうち 2,250 万円を辺地債の借入を見込むというものでございます。令和 7 年度 8 年度でトイレの洋式化、令和 9 年

度から 11 年度で屋根の遮熱化を実施する計画だということでもあります。しかし私はですね、2 事業それぞれの金額という事をお尋ねしたかったんですけれどもお示しいただけませんでしたので、それぞれいくらの事業なのかというのは今もってわからないところです。副町長はこの辺地総合整備計画のですね、位置づけについて、議会の中で辺地債の枠を確保するために見込みとして示すものであって、毎年見直すものだ。また、最終的には町の総合計画に位置付けられた上で、最終的には予算の議決を得るものだということ、そういった趣旨のご説明をされております。実際のこの計画と町の総合計画が現時点で整合性がとれないということになります。そして私が気になるのはですね、今議会で私が質問して初めてこのスターフォレストの修繕計画を知ったという事なんです。この計画がですね、暫定的な見込みというようなものであったとしても、私は過去に町が総合計画や公共施設管理計画など各種計画の位置付けを根拠としてですね、十分な説明を町民にせずに事業を進めてきたということを経験として知っておりますので、現在町民が知らないこの事業、町民に説明を行っていない事業ですね、予算取りを目的に計画に位置付けるということに私自身の経験から慎重にならざるえないというところでございます。そのためこの計画には賛成できませんので反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論の方見えますか。

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

2 番佐々木一也です。議案第 18 号、東栄町辺地総合整備計画の策定について賛成の立場で討論させていただきます。この計画策定は辺地対策事業の活用をするために必要な計画策定でありますので賛成をしますが、辺地債の借入であるということには変わりありませんので、その起債には十分留意して頂くという事と事業経費の削減の努力、これを怠ることはないようお願いして賛成させていただきます。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立 6 名、賛成者の起立多数です。

よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 19 号 -----

議長（加藤彰男君）

19号まで続けますのでお願いいたします。

日程第11、議案第19号「東三河広域連合の規約の変更について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子です。東三河広域連合規約の変更について反対の立場で討論をいたします。この議案は第3期の東三河まち、ひと、しごと創生総合戦略を実行するための規約改正であります。規約の一部を変更し計画に基づいて実施する事業として4つの点を位置づけます。1つは東三河住民の交流拡大に関すること。2つ目は東三河の魅力発信に関すること。3つ目は東三河での就業の理解促進に関すること。4つ目は若者に対するチャレンジの機会提供に関することとあります。その中で私は1つ目の東三河住民の交流拡大に関することという点が大変気になっております。それはですね、山村都市交流拠点整備事業の実施を見越しているからであります。総合戦略の中の資料ではですね、設楽ダム近隣地に整備を予定する山林都市交流拠点施設について、土地利用、導入機能、整備スケジュール等を明らかにした基本計画等を策定します、ありますので、この山村都市交流拠点施設を整備するための計画でもあるということとあります。この施設の予算規模など詳細には分かっておりません。しかし、住民の命と暮らしを守るために最優先の課題かということには私は疑問を持っております。そして設楽ダムの建設にそもそも反対してきた日本共産党員としてこの議案には反対を表明したいと思います。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論の方見えますか。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。議案第19号、東三河広域連合の規約の変更について賛成の立場で討論します。今回の議案提出のもととなっている第3期東三河まち、ひと、しごと創生総合戦略は計画期間は令和7年度から令和11年度までの5カ年で、この戦略の策定の理由については、東三河広域連合として変わりゆく社会に適応し、8市町村が一体となって共通の地域課題に取り組むことがますます重要になっているという考えから、この総合戦略を定め持続可能な東三河の地域づくりに資する施策を広域的かつ計画的に展開するためと思っています。また持続可能で住みよい東三河、これを広域連合の目指すべき地域の将来像としてこれの実現に向け、人の流れづくり、若者の生業づくり、セーフティーネットづくりという大きな3つの基本目標を設定しています。そして、この創生総合戦略等広域連合の処理する事務については東三河広域連合規約に規定がされていますが、その中で総合戦略の内容が第2期の総合戦略の内容となっていますので、これから開始される第3期の総合戦略の内容とするため今回改正するものであり、4月1日から適切に事務の処理ができるように進めていただくために賛成をします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

以上で討論を終わります

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立6名、賛成者の起立多数です

よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

11時15分再開です。

----- 議案第21号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。

次に日程第12、議案第21号「令和6年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。議案第21号、令和6年度東栄町一般会計補正予算第10号について反対の立場で討論いたします。今回の補正予算にですね、私が反対する理由が2つございます。まず1つ目は本日の冒頭で説明していただきましたがタクシー券事業についてです。今回の補正予算にはタクシー券給付補助として550万円の減額、当初予算743万8千円であったところのほとんどのところを減額するというものです。またタクシー券モデル事業給付も65万円の減額、当初予算85万9千円のほとんどが執行されなかったということでもあります。本日のご説明では、タクシー券の給付を要支援者にまでに拡大したということを知らせるにあたってですね、町は広報で周知するまた新規の認定者に対する個別の案内の送付であったということでご説明頂きましたが、ほとんどの方にとっては広報に載っていたというだけにとどまるだけではないでしょうか。広報に気がつかないという方が多くおられたのではないかと思います。タクシー券を利用したいんだという要支援の方のお話を私伺っていてですね、ぜひ必要な方に届けてほしいと思うものです。せっかくの制度と予算を生かす努力をぜひ尽くしてほしいということを申し上げたいと思います。そしてもう1点はとうえい温泉への支出に関してであります。とうえい温泉の修繕料がこの補正予算で610万3千円計上されます。補正予算を加えたとうえい温泉施設費の総額は4,972万6千円となります。東栄町の財政規模にとって非常

に大きな金額だというふうに私は考えます。議会のたびに複数のこのような修繕が毎議会出てくるといふ状況、このまま放置していいのか私は大きな変更が必要な時ではないかと思います。町は今後施設の更新についてですね、計画を作るというようにすることをおっしゃっていただけたとしても、町民を交えてぜひ情報提供を適正に行ってですね、皆の合意で進めて頂きたいと思います。そして、とうえい温泉に関しては今年度も1,800万円のとうえい温泉側が町に支払うという協定になっていたはずの納付金が免除されるという予算減額が含まれております。これで5年度連続の納付金の免除となります。私はですね、この予算を盛ること自体が現実的だったのか大変疑問をもっております。そしてですね、何より財政手法として毎年の支払いが遅れているということ、月々認識していながら年度末まで議員には知らせないでよくと、そのようなやり方が適正なんだろうかと常々疑問をもっております。そして債務超過に陥ってまた修繕費もかさんで大変苦しい状況にあるという現実を踏まえてですね、この納付金を今までのように納めるというような想定自体がほとんど実現可能性がないものではないのでしょうか。予算取りの確実性という点で見直しが必要ではないかと考えるものです。以上2点から反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成の方。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

議案第21号、令和6年度東栄町一般会計補正予算第10号について賛成の立場から討論を行います。本補正予算は令和6年度の需要実績見込みに考慮し財政の適切な調整を行うものであります。総額2億2,688万5千円の減額となっておりますが、歳入歳出ともに適切な見直しが行われており、財政の健全性を確保しつつ必要な施設にはしっかりと対応する内容となっております。まず歳入についてですが、地方贈与税において森林環境贈与税の増額分1,069万7千円の地方交付税増額分5,965万4千円を適正に反映し財政の確保に努めています。また、町道災害復旧工事の進捗に伴い国庫支出金及び県支出金が減額されておりますが、これは事業の進行に応じた適正な処置であり、翌年度に繰り越されることで事業の継続性が確保されております。さらに減債基金の取崩を見送るなどで将来的な財政負担の軽減を図る判断も評価出来ます。また歳出についても、必要不可欠な経費を確保しつつ適切な補正が行われております。総務費では情報ネットワークケーブル移設に伴う北設情報ネットワーク民営負担金が増額となりますが、これは地域の通信インフラを維持、向上させるために必要な措置であります。商工費においてとうえい温泉の修繕が増額されておりますが、施設の適切な維持管理は町の観光資源を守るためにも不可欠であります。消防費においては新城広域消防負担金の増額がありましたが、消防防災体制の強化につながるものであり町民の安全を守る上で必要な支出と言えます。さらに災害復旧費については再度部分的な設計の見直しが必要となり増額されております。これは災害復旧の実施を担保し将来的なリスクを最小限に抑えるために必要な判断であり妥当な補正であると考えます。また、財政調整基金への2,810万1千円、減債基金への1,587万7千円を積み立てることで将来の財政運営の安定性を固める取り組みも講じられており、慎重な財政運

営がなされている点を評価いたします。以上の点を踏まえ、本補正予算は必要な施策への適切な支出を行いながら財政健全性を維持する内容となっており、町の持続可能な発展に寄与するものと考えます。よって議案第 21 号令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号について賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。反対ですか。

西谷議員。

6 番(西谷賢治君)

令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号について反対の立場で討論いたします。この予算にはとうえい温泉の納付金を免除するという項目が盛り込まれております。額面として 1,800 万円の納付金の免除となります。この納付金の免除は当時新型コロナウイルス感染症拡大に伴い入湯者の大きな減少が影響を及ぼし、収入が大きく激減することから免除となってきたものであります。今回で 5 年連続ということになっております。当初の理由であります新型コロナウイルス感染症はですね、令和 5 年 5 月に 5 類に引き下げをされておまして、現在においてその入湯者に対する影響はないものと私は考えます。減免に納得いく理由もない状況ではないかと私は思います。今回この減免を無くしたところでとうえい温泉の経営状況は非常に悪い状況でございますので、減免を無くしたところで町からの繰入金、補助金等が増えるだけかも知れませんが、温泉の正しい収支状況にも影響することと考えます。また例にとって正しいかどうか分かりませんが、町内の人で事業をやめて事業収入が無いような方でも、その事業に使っていた建物が残っていたりすると固定資産税とかはしっかりと徴収されます。そういったことも踏まえまして、今回とうえい温泉の赤字を理由に減免をする必要はなく、誤った会計措置であると感じますのでこの 1 点について反対をいたします。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

以上で討論を終わります

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立 5 名、賛成者の起立多数です。

よって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 22 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 13、議案第 22 号「令和 6 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 23 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 14、議案第 23 号「令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 24 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 15、議案第 24 号「令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第 24 号、東栄診療所特別会計補正予算第 3 号について反対の立場で討論いたします。この補正予算に反対する理由はですね、大幅な外来収入の減少に対して対策がないという 1 点でございます。歳入の部の診療収入の中の外来収入は 1,797 万 3 千円の減少、予算額の 10.5 パーセントもの大幅な減少となります。補正後の外来収入は 1

億 5,256 万 2 千円となりました。外来収入の中ですね、目で様々な項目に外来収入が区切られておりまして、例えば国民健康保険料診療収入でありますと補正前の 2,762 万 8 千円から 688 万 5 千円の減額補正額、マイナス 24.8 パーセントにもなります。社会保険診療報酬収入ではマイナス 282 万 3 千円でマイナス 15.3 パーセント、後期高齢者医療保険診療収入ではマイナス 446 万 5 千円でマイナス 4.8 パーセント、介護保険診療収入ではマイナス 196 万 6 千円でマイナス 23.6 パーセント、一部負担金収入では 199 万 3 千円の減で 8.3 パーセント減、その他診療収入では 12 万 9 千円のプラスとなりますね、そして総額で 10.5 パーセントもの減額ということになります。私はこの数字、驚きをもって受け止めました。そして質疑の中で減少の理由についてをお尋ねしたんですけれども、単に国民健康保険が減っているというようなお答えがあったところであります。人口減少をはるかに上回る減少幅、国保では 24.8 パーセントのもの収入減となっております。町の国民健康保険の値上げに係る資料で示されていた数字を見ますと、令和 5 年度から令和 6 年度に町の国民健康保険の被保険者は 53 人 7.7 パーセント減少しておりますが、この外来収入では国保の加入者で年間外来の人数が 500 人減少したということでもあります。人口減少幅より多くの患者が東栄診療所を離れている事態だと認識しなければいけないと考えます。その一端としてですね、中日新聞静岡県版での報道をご紹介します。昨年 12 月 11 日付けの記事の中で令和 5 年度に豊根村や東栄町からの外来患者数、浜松市佐久間病院の豊根村や東栄町からの外来患者数が 129 人だったと、2018 年度と比べて 5 年間で約 5 倍に増えたとする浜松市の報告を報道しております。これは浜松市議会で日本共産党の酒井豊美議員の一般質問に答えたものであります。中日の記事では、市は要因について三遠南信自動車道佐久間道路の開通や東栄町の医療体制の変更が影響したと分析、同病院は周辺地域巡回診療を担当していることもあり、中山間地域における同病院の重要性は今後も大きいと見ています。さらに市は近隣医療機関や再任用職員の支援を受けるなどとして、地域の市民が安心して医療を受けられる体制を持続していきたいと、そのように答弁したという報道でございます。一旦は入院機能を有する佐久間病院に移るということとはごく自然なことだと思います。ただそれはすべてではないので、どういう理由で東栄診療所、最も近くにあるはずの診療所を利用しないのか深く分析が必要だと思うものです。例えばアクセスが悪いのか診療内容で自分が受けられない科目があるのか、接遇の問題なのか、施設の問題なのか、入院調整で自分の行きたい病院と違うところを進められるとか、何か困っていることがあるのではないかと。患者さんの不都合が現状ではないのか、ぜひ多くの患者から聞き取ってより選ばれる診療所が変わっていったらいいと思います。そして患者減少、この要因を直視することなしにですね、この施設今後も守っていくことはできないのではないのでしょうか。ただ 1 つの医療機関がこの東栄診療所が広く利用されるように努めていただくよう求めて反対討論いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成の討論いいですか。

村本議員。

7 番(村本敏美君)

議案第 24 号、令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算第 3 号について賛成の立場から討論させていただきます。本補正予算は移転後 2 年を経過した東栄診療所の令和 6 年度の収支の清算が主なものだということを委員会で説明を受けました。診療収入の減は喫緊の 1 年間で、世帯数で 18 世帯、人口で 80 人の減。国民健康保険から社会保険への移行、いわゆる団塊の世代の国保から後期高齢者医療保険への意向等が原因と考えられます。歳出についても管理費の減、医業費の減の補正になっており、また以前から行われている旧東栄医療センター外来診療や各種健診機能も引き続き維持をしており診療所の運営が適正に行われており、本補正予算について賛成するものであります。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立 6 名、賛成者の起立多数です。

よって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 25 号、26 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 16、議案第 25 号「令和 6 年度東栄町御殿財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、日程第 17、議案第 26 号「令和 6 年度東栄町園財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」の 2 案件を一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 25 号と議案第 26 号を一括議題といたします。

これより 2 案件について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 25 号と議案第 26 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り原案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 25 号と議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 27 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 18、議案第 27 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告とおりの本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 28 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 19、議案第 28 号「令和 6 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告とおりの本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 29 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 20、議案第 29 号「令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告とおりの本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 30 号 -----

次に日程第 21 議案第 30 号 令和 7 年度東栄町一般会計予算についてを議題といたします。
これより討論を行います。討論はございませんか。
浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子です。東栄町の令和 7 年度一般会計予算について反対の立場で討論いたします。令和 7 年度の一般会計予算は歳入歳出ともに 40 億 1,400 万円であります。前年度で行った旧東栄小学校解体事業、のき山学校改修事業等の大型事業が完了し予算総額は 2 億円程度減少しました。歳入にしめる自主財源は 24.5 パーセントで 3 割をきっており、借金返済額である公債費は 4 億 6,215 万 7 千円で過去最多を更新しております。町の貯金である基金積立金は令和 7 年度に 3 億 7,344 万 1 千円を取り崩す見込みで、年度末には特別会計を含めた町の貯金は 22 億 7,069 万 4 千円に減少する見込みであります。私は今回の予算大型事業のない平常時にも極めて余裕のない予算編成だと考えました。以下 6 点について指摘して反対したいと思います。まず 1 つ目は財政の見通しが無いという点です。本予算編成にあたって東栄町には財政運営の指針となる財政計画が無いということを指摘したいと思います。豊根村は令和 5 年 5 年間の中期財政計画を公表しております。設楽町では新年度予算案に 10 年間の財政の中期見通し試算を掲載しております。私は財政計画を持たないまま様々な事業を計画していくことに不安を感じております。町がかつて診療所建設に際して作成した文書「東栄町財政の見通しについて」の中で平成 30 年から令和 5 年度までの財政計画を作っておりました。これは私が情報公開請求で得た村上町政が一般会計に関して唯一の財政計画でありました。この計画では令和 4 年度、令和 5 年度の財政の見通しを歳入歳出 30 億から 32 億円程度としておりましたが、実際の決算規模はそれをはるかに上回る 40 億円程度でありました。そして村上町政はこの計画期間の終了後、結果を検証しないだけでなく次期計画を作らなかったということでもあります。私は財政力に乏しい東栄町だからこそ 1 年限りの予算を作って終わりではなく、将来にわたる財政運営を意識して予算を編成するべきだと考えるものです。2 つ目はハコモノなしでも減らぬ予算規模、経常経費が増加しているということです。私が注意したいのは本予算における経常経費の増加であります。具体的に上げますと町営バス運行管理委託料は 264 万円の増、とうえい温泉修繕料は 375 万円の増であります。とうえい温泉の経営は大変深刻です。経営改善の道筋が見えないまま納付金 1,800 万円を上回る 1,900 万円の修繕費を計上しております。5 年度連続で免除してきた納付金を今期も歳入として見込んでいることに驚きました。副町長が株式会社とうえいの代表となりましたが、今後計画をつくるだけで経営を維持することはできません。町民に納得できるようにぜひ一緒に議論して頂きたいと思います。そして社会福祉協議会への支出にも驚きました。社会福祉協議会等補助金 2,211 万 2 千円のほか、今期 8 つの事業併せて

5,428万4千円にも予算を計上し、総額で前年度比1,063万5千円の増額となったとのことであります。そして町によりますと町が補助金など支出する財政的援助団体等への町の監査は直近の2年度において行われていないということ、これも大問題だと感じます。私は町がその財政支援を行っている団体の経営上の問題を事業者と共有し、より有効な施策に役立てるために財政援助団体や指定管理者への定期的な監査を行うことを求めたいと思います。そして経常経費の増加の主な要因としてですね、また職員の人件費の増ということもございます。町長ら三役また町職員の給与の引き上げの影響も含まれております。特に職員の皆さまにはこれまで名古屋に派遣されている方などにしか出なかった地域手当が皆さんにできるようになるということであります。令和7年度には4%将来的には8%の地域手当を支出することになります。職員確保のためにやはり待遇改善ということは、私自身は重要だと感じております。しかし、一方で町の職場で働く方の中には最低賃金で募集されている会計年度任用職員さん、また違法の疑いのある個人請負で働く事業主の方、そういった方が多くおられます。給与や待遇だけではなく研修や研鑽の機会などでも正規職員と会計年度任用職員や業務請負の方、この方々には大きな差が開いていってしまいます。職場の中でもノウハウの蓄積を困難にさせると考えますので、やはり町の職員は正規の職員として任用していくということは是非考えて頂きたいと思います。個人請負の点については先にもお話ししましたように、少なくとも労災保険の支払いが町が不当に免れているということではないかと思っておりますので、早急な是正を求めたいと思います。3点目は北設情報ネットワーク民間譲渡の予算でございます。3月10日に議会にお示し頂いた資料によりますと、事業の総額は14億6,300万円で、そのうち組合が9億9,600万円を負担するというもの、東栄町はそのうちで3億6,836万640円を負担し、3ヵ年の事業でございますので令和7年度には1億1,095万2千円を予算化しているということであります。この事業でですね、ケースによっては町民の負担が大きくなるという事は私は大変心配であります。テレビの利用単独で契約する方はですね、現在の利用料月額1,100円若しくは550円から2,640円へと大幅な負担増となります。県内で最も住民所得が低い東栄町であり、さらに行政情報の発信をテレビのとうえいチャンネルに頼っているという町でも有りますので、誰もがテレビの使用が継続できるように町の支援これは不可欠だと考えております。4点目は新庁舎建設工事に向けた新年度だということであります。町長は過去の議会で庁舎移転建て替え方針ですが、県はじめ関係機関と情報交換の上で令和8年度をめどに次期の東栄町総合計画に反映したいと述べています。そして令和7年度にはこの総合計画を2ヵ年かけて策定するという、その1年目にあたります。総合計画策定のための初年度予算は355万3千円、2ヵ年事業であります但し総額は不明であります。同時に地域福祉計画の策定業務委託は356万4千円です。こちらは2ヵ年で総額823万9千円を計上しており、私は計画の作成に係る費用としてももう少し安くならないかと考えております。是非今後検討頂きたいと考えます。そしてこの2ヵ年というのは庁舎建替え、移転に向けた最初の1年だということ、皆さんにお伝えしておきたいと思っております。この間ですね、診療所建設に巡っては住民の皆さんへの情報公開又は意見を聞くという場が極めて限られました。そのため多くの町民にとって納得いく施設にならなかったという、私自身ではそのような経験をもっております。ですから十分な意見交換、また町民の声を聞くということを求めていきたいと思っております。そして5点目はですね、防災対策の不自由分さであります。今

回新庁舎建設に向けた、まず総合計画に盛り込むというための２年間でございますので、これ新庁舎を建てるとなりましたらまず基本構想、基本計画があつて実施計画があつて、それから設計があつて、さらに実際に建設というふうに進んでいくわけですから、何年もかかる事業であります。その間にこの耐震性の極めて低い東栄町役場をこのままでよいのかということを議論すべきではないのでしょうか。私は明日役場を建て替えるということよりも今日この庁舎で利用者の命を守るという責任が町長にあるというふうに感じております。さらに防災に関しては戸別受信機の配布を行わないこと、それから避難所等の耐震化も不十分でございます。そしてすぎのきの里さんが設楽町に移転するという事を受けて町は福祉避難所としての代替策を用意することができませんでした。今後やまゆり荘が唯一の福祉避難所となりますが、町として十分な受け入れをしてもらうためにどのような働きかけをしているのかこの議会では明らかになりませんでした。難病を抱えた方、遠くまで移動ができない方、酸素吸入されている方、災害時にはどうしたらいいのか町の責任は今のところ果たされていないというふうに感じております。そして最後の６点目は裁判隠しの財政についてでございます。町は令和５年の元職員の分限免職取消に係る訴訟に係る裁判費用について、その費用を捻出するためにですね、同じ予算項目にあった公用車運転業務委託料から流用して支払いました。そして今議会ではそのことについて問題ないと答弁しております。もう何年も使用実績がないという公用車運転業務委託料、令和７年度予算にも５０日分４８万円計上しております。同じ予算節の中にある委託料であればなんでも流用できるというような認識を許せばですね、私たち議会は全く知られることなくいかなる新規事業も実行できてしまうということになります。予算執行体制そのもの乱すこととなりますので、新規事業にあたっては補正予算又は予備費を使って賄うべきだということを指摘しておきたいと思います。以上このほか難聴高齢者補聴器購入費助成金、小中学校給食費のもう１年間の無償化など評価しつつ以上の点から反対といたします。

議長（加藤彰男君）

はい、１点確認ですけれども、今浅尾議員の討論の中で監査委員制度、監査委員の独立性自立性を理解した上での発言という事でいいですか。

３番（浅尾もと子君）

監査委員制度はですね、業務の中には首長の求めに応じて監査を行うという事がございますので町としての業務であるというふうに考えております。

議長（加藤彰男君）

今の内容を含めてという事で。はい、反対討論がありました。賛成討論ありますか。

櫻井議員。

４番（櫻井孝憲君）

議案第３０号、令和７年度東栄町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。第６次総合計画後期計画にそって平成３０年度に施行された東栄町まちづくり基本条例の理

念である東栄町の暮らしに関わるすべての人を幸せが実感できるまちを実現すべく予算案となっております。一般会計予算は40億1,400万円となっております。また財政状況としては算出された各種財政指標は依然として余裕がない状況となっておりますが、例えばとうえい温泉のことも今話されたんですけれども、やはりコロナ禍の後として体制も変わり、その役員会も頻繁にされて改善に向けてミーティングされておりということで、実際も雰囲気も魅力も売上もやっぱり入湯者数も上昇へ変化しておると報告があります。また、中長期経営計画も策定に入っているということでして、温泉に関しても町内の人にとっては癒しの場所、福祉の場所であり単純に経費のかかるという点で一刀両断することはどうかと思っております。その中、厳格な視点の中、事務作業の見直し及び行政コストの削減にかかっており、総合計画をはじめとした各種計画にそった事業を確実に執行していく編成となっております賛成とさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であり、修正案は否決されております。原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい着席してください。

起立5名です。賛成者多数です。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第31号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第22、議案第31号「令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。議案第31号、令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。まず町は令和7年度の東栄町国民健康保険特別会計予算に被保険者1人当たり年額平均1万5千円の保険料の増額を盛り込みました。6年ぶりの保険料の値上げという事になります。その影響はですね、本日町が示したモデル世帯の設定ですね事業者への影響ということが先ほど示されました。世帯所得が300万円の50歳代の2人世帯の場合であります。課税標準額が257万円となる方であります。見直し後の負担増額は年額6万500円となります。また世帯所得が400万円の50歳代の事業所得を持つ3人世帯のご家族の場合ですと課税標準が357万円となり、その負担の増額部分は年額で8万3,200円となります。

大きな金額だと感じております。そしてですね、町は国民健康保険の都道府県単位化に向けて令和7年度から令和11年度にわたって今後保険料を毎年見直していくこととっております。そしてその前に示されていたプランでは1万5千円の値上げを毎年行うというものだったんですね。その案は撤回されて毎年検討するということになったんですけれども、この1万5千円の値上げで終わりではないわけです。今後5年間引き上げが続くという恐れがあるのです。です。で最悪の場合には毎年この事業者の方々には6万500円なり8万3,200円なり、その程度の規模で保険料が5年連続で増えるというような可能性もあるわけでございます。これは事業を続けていけるかどうかということにもかかってくる大問題だと考えるものです。町は厳しい財政の中で一部の町民だけを支援できないということを言われまして、一般会計から法定外の繰入を行って町民の皆さんの支払う保険料を引き下げということを私は重ねて求めてまいりましたが、町はこれを否定しております。2023年度には愛知県内47の市町村で法定外繰入が行われ住民の皆さんの保険料を引き下げているという現状があります。その1人当たりの予算額は愛知県自治体キャラバンの調べによりますと武豊町で1,000円から北名古屋市の3万1,733円まで幅広くございます。一方、1円も法定外繰入を行わなかった市町村は新城市、北設楽郡3町村など7自治体に留まっております。よその自治体では行われていることがですね、東栄町にはできない。私はできると思うんです。お金の使い方だというふうに思います。一部の町民だから支援してはいけないということはないと思うんです。町の事業者の皆さんは町の経済を支える重要な町のパートナーであります。その方々の経営を苦しくするというような選択に町が全く支援を行わないということでは信頼を損なうことにならないでしょうか。村上町長は今議会で先ほど人事院勧告に基づき自らの給与を引き上げました。しかし、人事院勧告とは国家公務員を対象としたもので東栄町のような地方公共団体には実施の義務はないものなんです。やってもやらなくてもよいことを東栄町は給与を引き上げることを行ったわけです。ご自身の給与を上げて町民には1円も支援もない、このような冷たい姿勢では東栄町まちづくり基本条例の理念である東栄町の暮らしに関わる全ての人が幸せを実感できる町それは実現できないと考えます。地域経済を支える町内の事業者の経営をはじめ私も含む国保加入者の暮らしが心配でなりません。以上を申し上げまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成の方。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

議案第31号、令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。今回の特別会計には保険料の見直しがございます。今回の国民健康保険の見直しは国保財政の持続可能性を確保するために必要不可欠な措置であります。令和元年度以降保険料率額を据え置いてきました。その間にも高齢化の進行により医療費は増加し続けております。特に東栄町を含む奥三河地域は高齢化率が非常に高く1人当たりの医療費が都市部と比較して割高になっており国保財政の負担が増大しているのが現状であります。加入者の構造的な変化に

についても指摘をせざるをえません。国保の加入者は主に自営業者や無職方々が中心であり現役世代の減少により保険料の負担を分かち合う人数が減少しております。その一方で若年層は企業の健康保険に加入するケースが多く、国保制度の支え手が減る傾向にあります。この構造的な問題に対応しなければ将来的に更なる財政難に陥ることは明白であります。また国の制度変更による影響も見逃せません 2018 年の国保の都道府県単位の財政運営への移行により標準保険料率の適応が求められるようになりました。これにより地域ごとの負担調整が難しく、特に医療費が高い地域ほど負担増が避けられない状況になっています。これまで財政調整基金を活用して保険料率の急激な上昇を抑えてきましたが、令和 12 年度を見据えた場合基金の枯渇は避けられません。そのため今回の保険料引き上げは急激な負担増を回避しながら計画的に標準保険料に近づけていくための措置であり、町民にとっても長期的に安定した医療サービスを維持するための必要な決断であります。一般会計からの法定外繰入についての意見もございますが、これは短期的な負担軽減策であり根本的な解決にはつながりません。むしろ将来的に財政悪化を招き町全体の財政運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。今回の引き上げはそうしたリスクを回避し持続可能な国保財政を確立するためのものであります。以上の理由から私は本案に賛成いたします。議員各位におかれましても町民将来の安心安全な医療環境を守るためにご理解とご賛同をお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席してください。

起立 5 名です。賛成者多数です。

よって議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

なお先ほど 30 号のところにおきましての討論のあとですけれども、本案に対する委員長の報告は可決ですという事で訂正いたしますのでお願いいたします。

これよりお昼の休憩に入ります

午後は議案第 32 号から再開となります

----- 議案第 32 号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは休憩前に引き続き議事を再開いたします

次に日程第 23、議案第 32 号「令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 32 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 33 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 24、議案第 33 号「令和 7 年度東栄診療所特別会計予算について」を議題といたします。

討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和 7 年度東栄診療所特別会計予算について反対の立場で討論いたします。新年度の東栄診療所の予算の外来収入は 1 億 5,585 万 2 千円、令和 6 年度の当初予算と比べて 1,468 万 3 千円 8.6 パーセント減少しました。私は今議会で町の人口減少率を上回る外来収入の落ち込みが続いていることを指摘しました。これは深刻な事態だと考えております。また、一般会計からの繰入金は 1 億 5,242 万 4 千円で、このうち運営経費、いわゆる赤字補填といった性格の繰入金は 1 億 3,028 万 4 千円でありました。新しい診療所を建て入院病床を廃止しても赤字額は 1 億円を大きく超えています。昨年 12 月の静岡県浜松市議会の佐久間病院に関する議論を先ほどもご紹介しました。日本共産党の酒井豊美市議の一般質問において佐久間病院は愛知県東三河地域の医療体制の縮小などが要因で静岡県外の外来患者が 5 年間で 5 倍に増えていると、そうした市の報告を報じております。中日新聞 12 月 11 日付でございます。浜松市は昨年度市に隣接する愛知県の豊根村や東栄町からの外来患者数は 129 人で 2018 年度と比べ 5 年間で約 5 倍に増えた、東栄町の医療体制の変更が影響したと分析このように報じています。私は村上町長に対してこの浜松市がしているようにですね、東栄診療所の外来患者さんの流れ外来収入の減少の分析を行うように求めるものです。さらに診療所のスタッフの退職も大変深刻です。令和 7 年度の予算説明書によりますと令和 6 年度の予算編成時から 1 年間で職員 6 名が退職しております。そのため診療所では急激に職員の非正規化が進み職員に対する非正規比率は令和 5 年度で 35.8%、令和 6 年度で 40.5%、そして令和 7 年度には正規職員 18 名、会計年度任用職員 18 名でついに 50%に達しております。会計年度任用職員の方が増えると待遇が不安定ということになりまして、東栄病院から続いている歴史やノウハウが失われてしまうということを懸念するものです。このように相次いで職員が退職していく理由について診療所の高尾事務長は個人のことなので答えられないなどと答弁を拒否し続けました。しかし、令和 6 年度予算でも 6 人が退職しており、私は何らかの原因の究明が必要なレベ

ルではないかと思います。職場環境に問題はないのか第三者を交えて調査を行うよう求めるものです。また今回の予算には旧東栄医療センターのアスベスト調査業務委託料 979 万円が盛り込まれました。町によりますと令和 8 年度に解体設計を行い令和 9 年度には解体を予定しているといえます。しかし町が過去に実施した公共施設の耐震診断の結果、旧東栄医療センターより耐震性が劣る施設が町内に多く残されていることがわかりました。例えば平成 17 年の旧東栄病院の旧東栄医療センターの耐震診断の結果では I S 値という耐震の性能の表す数値が最も低いものがある場所で、旧東栄病院の本館棟が 0.55 です。これは 0.6 以下という 0.6 未満という数値はですね、地震によって倒壊又は崩壊する危険性があるという数値であります。そして旧東栄病院の検査等は 0.85 です。地震によって倒壊又は損壊、崩壊する危険性が低いという数値となっております。例えば地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いとされる I S 値 0.3 未満が出ている施設はこの町役場 0.03 が最低値であります。そして三輪区、三輪コミュニティセンター 0.23 であります。百寿荘 0.29 そういった施設がございます。町はそれらに先駆けてこの旧東栄医療センターの解体を優先する理由についてですね、すぎのきさんが解体されるので時間をあけずに解体したいとそのように答弁しました。私は町民の生命、財産を基準に公共施設の解体の優先順位を考えるべきだと訴えたいと思います。さてこの令和 7 年度予算には腎臓内科のドクターの派遣日数が 2 カ月に 1 回から 1 ヶ月に 1 回と増えたという事大変評価したいと思います。腎臓内科の患者さんは令和 5 年度に 56 人令和 6 年度には 95 人と増加傾向であることが明らかになり、やはり人工透析施設の再建に向けて取り組むべきだという思いを新たにいたしました。災害が起きたとき透析患者の皆さんはいったいどうなるのか私は不安でなりません。今回の予算委員会の質疑を通して町が経営面、人事面、そして多額の公金支出の問題で真摯な反省と分析を示さなかったことは大変残念でした。このままでは新年度も外来患者は減少し職員の離職率の改善は期待できないそのことを申し上げまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成の方みえますか。

村本議員。

7 番(村本敏美君)

7 番村本敏美でございます。令和 7 年度東栄診療所特別会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。本予算は来院される患者さんの診療に対応する運営経費と眼科の老朽化した医療機器の更新が主なものであり、眼科については私も通院させて頂いておりますけれども、町内外から多くの患者さんが見えており大変好評だと私は感じております。診療科目も 9 科目あり、人口 2700 人を切った本町の公設公営の診療所でこれだけの科目を運営していることについても内容も充実しております。また旧東栄医療センター解体に向けてのアスベスト調査含有調査は必要なものであります。引き続き東栄診療所は患者さんに寄り添い、診療所は患者に優しくない町を象徴する施設となっていると言われることのないよう、予算の趣旨と目的に従って適正に効率的に執行されることを願い賛成といたします。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいですか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立5名、賛成者の起立多数です。

よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第34号～39号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第25、議案第34号から日程第30、議案第39号までの「令和5年度各財産区特別会計について」の6案件を一括の議題といたします。

これより6案件についての討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第34号から第39号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第34号から第39号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第40号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第31、議案第40号「令和7年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

議案第40号簡易水道事業特別会計予算について反対の立場で討論いたします。日本共産党の浅尾もと子でございます。簡易水道の事業とは私たち町民に日々安心安全な飲水を町が供水する事業であります。今議会の質疑では町の簡易水道事業について多くの事実が明らかになりました。第1に令和6年度中に策定予定という簡易水道管路更新計画で令和8年度から令和32年度までの25年間に町全体の簡易水道管路の20%28,000メートルの更新を位置づけ、毎年1,100

メートルの更新を行うこと、その事業費 1 億円を見込むという答弁がございました。25 年間毎年 1 億円、25 億円もの巨大な計画が新たに示されることとなるわけでございます。しかしこの令和 7 年度予算に含まれている管路更新工事の内容は御殿導水管更新工事の 352 万円 100 メートル分だけだということでありました。村上町政のもと過去 5 年間の更新実績を伺いますと、実に 1,500 メートルあまり、工事費 4,000 万円あまりであることがわかりました。この過去の更新実績を踏まえれば、新たな更新計画にはこれまでの何倍ものスピードであり、規模であり費用が求められることになります。私は東栄町が計画的な管路の更新に乗り出したことは評価いたしますが、着手が遅すぎたのではないかと懸念します。令和 5 年度の水道水の有収率は 40% を切っており、町の水道水の大半が漏水によって日々刻刻失われている深刻な事態であります。この大規模な漏水の責任、対応の遅れの責任をだれが負担すべきでしょうか。町は今議会で水道使用量の値上げについてできるだけ早い時期に検討していく、また一般会計に過度に頼ることは避けるべきだとの答弁をしております。すなわち、私たち町民に負担させようとする答弁だと理解しております。私は簡易水道の施設の老朽化の抜本的な対策を遅らせ採算性を悪化させてきた町の責任を明らかにすることなく、町民に負担を求めることないよう求めて反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対の方の討論がありました。賛成の方の討論ありますか。

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

4 番櫻井です。議案第 40 号、令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について賛成の討論とさせていただきます。漏水の削減、水道水の安定供水を図るため漏水した箇所計画、さらに浄水場内機器の更新事業の予算であります。町民にとって本当大事な整備となりますので賛成といたします。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立 6 名、賛成者の起立多数です。

よって議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 41 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 32、議案第 41 号「令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより 41 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 42 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 33、議案第 42 号「令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより 42 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の通り本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

----- 意見書第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 24、意見書第 1 号「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

意見書第 1 号、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書案の提出について。地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を東栄町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。令和 7 年 3 月 17 日提出。提出者、東栄町議会議員岡田浩二。同浅尾もと子。刑事訴訟

法における再審に関する規定の改正を求める意見書案につきましては、常任委員会で審議した内容の通りでありますので全文の朗読は省略しますが、意見書案中の要望事項記書きのみ朗読させていただきます。１、再審請求手続きにおいて捜査機関が保有する証拠の利用を可能にすることも含め全面的に開示することを可能とする手続きの制度化。２、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止すること。３、再審請求手続きの審査に関する手続き規定を明文化すること。４、証拠の保管および保存のルールを明文化すること。以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。以上愛知県東栄町議会議長。提出先は参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、法務大臣であります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について賛成の立場で討論したいと思います。陳情の再審という言葉の意味は裁判で完全に確定した判決に対して後々一定の要件を満たす重大な理由がある場合に再び事件の事情認定などの審議を行う事であります。陳情の趣旨を読みました。日本では死刑判決後の再審で逆転無罪となった事件が実に 5 件もあることがわかりました。大変恐ろしいことです。日本共産党の本村のぶ子衆議院議員は、昨年 12 月国会で袴田巖さんや姉の秀子さんが無実だと訴えることをあきらめてしまっていたら無実の袴田さんを死刑にする危険性があったと死刑制度と冤罪の問題点を指摘した上で、事件から 44 年から 49 年以上後になって重要な証拠が次々と出てきたことで警察、検察が長期にわたって重要な証拠を隠していたというふうに言わざるを得ないとして証拠開示の問題点を指摘しました。今回の陳情で袴田事件の袴田さんが 48 年間の長きにわたって身柄を拘束されていたのは再審のためのルールがほとんどなかったためだとわかりました。この陳情は再審請求が受理された後の裁判所の手続きの明確化、さらには再審請求手続きにおける証拠開示の制度化や再審決定に対する検察官の不服申し立ての禁止などを訴えております。東栄町に説明に来てくださった愛知県弁護士会の方は対応した再審 2 件について証拠開示がされたのは 0 件であったと話されました。先般袴田さんに無罪を言い渡した判決に対し検事総長は多くの問題を含む到底承服できないものという談話を発表しました。それに対して弁護団は袴田さんを犯人視するもので名誉棄損にあたると国に賠償を求める訴える方針を固めたことがニュースになっておりました。この国の検察官主導の卑劣な刑事手続きの在り方を変えるためにも私はこの陳情採択に賛成いたします

議長（加藤彰男君）

はい、今討論がありましたけれども、賛成討論ですので簡易採決いたします。

これより意見書第1号の件を採決いたします。

本案を原案とおりに決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

----- 発議第1号 -----

次に日程第35、発議第1号「北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。発議第1号、北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書について反対採択というかたちで討論させていただきます。はじめに、私はこの議会での意見書の提出ということについて反対という立場であって意見書の提出しようとする行為自体に反対ではないという事をお伝えさせていただきます。まずこの意見書は民間譲渡を予定している北設情報ネットワークのテレビ放送利用料の軽減を求めるものです。民間譲渡後にはテレビを単独で利用する場合の月額利用料は2,640円となり現在の1,100円から1,540円の増額となる予定です。このテレビのみで利用する場合の料金ですが、他の自治体では豊橋市、田原市と新城市が利用しているケーブルテレビでは約900円でかなり低額ですが、蒲郡市と幸田町が利用しているケーブルテレビや豊田市とみよし市長久手市が利用しているケーブルテレビそして豊川市が単独で利用しているケーブルテレビでは約2,100円であり、北設の立地や人口経済状況を鑑みれば2,640円という金額は決して高額であるとは思いません。今が1,100円という料金で利用が出来ているのでその料金から考えると倍以上の料金設定になり非常に高くなると感じてしまうものだと思います。採算が見込めるかどうかはわからないこの地域で基本的に準備をしていないテレビのみでのサービスを提供してくれていますので企業努力としてこの2,640円という金額に至ったのだと思います。また総務省の示している公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインには、原則として民間移行後は事業者の標準的な利用料金メニューを設定することが望まれるとしています。北設広域事務組合が運用している現在は利用料金の減免について一定の条件に該当する住民に対して準備があります。その中の一つには生活保護利用者に対するものがあります。この対象者がこの制度を利用するとテレビの利用料が月額1,100円から550円になります。民間譲渡後は民間業者がこのような制度を設けることは難しいですのでそれぞれの町村が生活保護者や低所得者世帯など条件はいろいろと検討の余地があると思いますが、一定の条件を該当する場合に町や村として補助を出すという方法も考えていいのではないのかなと思います。次に愛知県や国の準備している支援

制度を見ると設備を整備するための支援制度がありますが民間移行後の維持管理費については準備がありません。ただし愛知県は県の担当者の一意見ではあるとのことですが民間移行後の料金について支援しないとばっさりと切捨てるのではなく、町村や県との協議を踏まえて考えることもすると思うと常任委員会の時に発案者から情報を頂いていますので、愛知県に対し要望する余地はあるかと考えています。また総務省は民間移行後料金収入だけでは設備の維持管理が困難な場合、自治体による負担金の支払が必要となる場合があると示すとともに自治体から事業者負担金を支払う場合その支払いが永続的に必要となるためその後の財政負担について十分に留意することが必要と示すのみで国として民間移行後の支援の準備は示していません。ただ国として民間移行後の支援を準備していないと言っても、国に対して北設におかれている状況を説明して支援を求めること行為自体は重要なことだと思います。何もしないで勝手にあきらめる必要はありません。最後に北設情報ネットワークの民間譲渡事業はこの町だけではなく設楽町や豊根村に関係する事業です。この事業の完了までにまだ少し時間がありますので、まずは議長、副議長などから設楽町と豊根村の議長などに働きかけを行って頂き、可能であれば三町村の議会の意思として示すことが出来ればその方がより大きな効果ができると考えます。もしそれがかなわなければ、今回提出されている意見書のようにこの町の議会として単独で意見書を提出する方法でもいいと思います。以上から、私としてはまずは3町村の議会として意見書を提出する方法を試みる方がいいと判断し本議会での意見書の提出については反対不採択という立場を取らせていただきます。

議長（加藤彰男君）

はい、討論がありました。他に討論はございませんか。

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。北設情報ネットワーク民間譲渡に係るテレビ放送利用料の軽減を求める意見書について賛成の立場で採択に賛成の立場で討論したいと思います。議案の説明でも述べましたので重複する点については省略いたしますが、これはですね、私たちの三町村北設三町村が民間事業者である中部テレコミュニケーション株式会社へ北設情報ネットワーク事業を譲渡するという準備のための予算がこの議会にかけられているということで緊急に提案するものでございます。令和7年度には東栄町で1億1,095万2千円の予算を盛り込みました。令和8年度には1億8,492万円、令和9年度には7,248万8,640円を事業費として見込んでおります。そのうち、地方債を多く借り入れるという予定もありますので一般財源の負担はかなり減らせるという見込みでありました。そして国とですね、県の補助事業が拡充されているということから東栄町にとっても負担は減らせるということになり、最も不利益を被る町民の方への支援も住民の方への支援も十分に可能ではないかと考えるものです。さて、最もこの民間譲渡によって不利益を被る立場にある方とはテレビだけを利用している方であり、インターネット通信の場合は民間譲渡によって現行の通信速度100メガ、300メガから1ギガ、10ギガへと大幅に向上します。ネットフリックスなど有料動画サービスの付加サービ

スも充実しておりまして、料金も現行より割安となる見込みです。しかし、テレビ放送を単独で利用する場合には現行の月額 1,100 円若しくは一部の方は 550 円でございますけれども、それから月額 2,640 円へと大幅な負担増となることとなります。この対象者の人数であります。民間譲渡されて実際に契約を結んで見なければ何人という事ははっきりいたしません。ただ広域事務組合にお話を伺いますと、テレビ単独で今契約している件数は令和 6 年の 4 月 1 日現在で 2,382 件ということでありました。全体の契約の 4,267 件の相当な割合を占めているんですね。もちろんこの 2,382 件の中で固定電話をお持ちでこのひかり電話に乗り換えてもよいという割引を受けられる方もおられるでしょうし、別途プロバイダー契約結んでインターネットを利用している方がこのテレビと併せて乗り換えてくるということで割引を受けられるという方もおられるかもしれません。ただ問題はテレビだけを引き続き利用したいという方でございます。例えば固定電話を持っていない方、先日の常任委員会では携帯電話に変えてしまって固定電話を解約しているとそのような高齢者がおられるということを委員の方からご紹介いただきました。さらに固定電話のない方、インターネットを使ったことのない方の人生の大きな転換を令和 9 年度までにこのタイミングでしないといけないということは、あまりにも酷だと思えます。この 2,382 件の中に影響は少なくない数で出るというふうに考えております。そして私はですね、1 人暮らしの年金生活者の方に何人かにこの料金案をお伝えしたところ年金が増えないのに困りますという声を聞きました。何とかならないかと不安な声を伺っております。そして町民の皆さんはこの新しい料金体系についてご存知ではないんですね。新聞等でも報道されておりますので民間譲渡されるという以外の情報はお持ちでない方が多いというふうに思っております。町民の知らない中で予算を決めてですね、値上げを決めてしまうという事、私は何としても避けたいというふうに思ってこの意見書案を提出したものであります。私はこの費用の負担やはり大きなものだというふうに考えておりまして、もう 1 つご紹介したいと思います。総務省の資料ケーブルテレビの現状という資料がございます。令和 6 年 12 月版が公表されておりますけれども、そこではケーブルテレビ事業、単独で行っている全国の事業者のサービス提供料金の統計が載っております。私たちの北設情報広域ネットワークのようにインターネットなどのテレビ以外のサービスを同時に提供している事業者はこの統計に含まれないので必ずしも同じ傾向とは言えないかもしれませんが、一般的なケーブルテレビ事業は利用料金として全国事業者の利用料金の月額は、調査した 308 社のうち 299 社が 2,500 円以下でありました。北設楽郡のように 2,500 円を超える事業者はわずか 9 社 0.9% でございました。内訳を申し上げます。1 円から 500 円までの社が 13 社 4.2%、501 円から 1,000 円までの社が 89 社 28.9%、1,001 円から 1,500 円が 97 社 31.5%、1,501 円から 2,000 円が 63 社 25%、2,001 円から 2,500 円が 37 社 12%、2,500 円を超えるものは 9 社 2.9% でありました。このように北設情報ネットワークの民間譲渡後の料金月額 2,640 円というのは一般的なケーブルテレビの料金としては全国的に見ても高いと、極めて高いとそのような数値になってしまいます。私たちの地域都会のように効率よく工事が行われるよう場所ではありません。条件不利地域で暮らしているためにテレビを見るだけで毎年 31,680 円も負担しないとならないということは大きな問題ではないでしょうか。新たな財源も示されております。それを活用するとともにですね、やはり町村独自でできないということであれば国や県の支援も大いに求めていくべきだと思うん

です。愛知県にお話を聞いた経験から、県への支援を求める努力は尽くされていないと感じております。あらゆる努力で町民の負担を和らげることを求めてこの意見書案に採択に賛成の討論といたします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。本会議での採決を行います。なお採決は賛成からとりますのでよろしくお願いします。

本発議案の採択に賛成の方の起立を求めます。

はい着席ください。

賛成者の起立2名、少数です。

よって発議第1号は不採択とされました。

----- 発議第2号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第36、発議第2号「議案第31号令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算に関する附帯決議について」を議題といたします。

提出者に本会議での説明を求めます。

岡田議員。

1番(岡田浩二君)

発議第2号、議案第31号令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算に関する附帯決議について。提出者議会議員、岡田浩二。同伊藤真千子。附帯決議案を会議規則13条に基づき別紙の通り提出をいたします。提案理由、町政全般における保険事業等の一層の推進を図り住民福祉を進めるために議会として提言を行うためであります。議案第31号令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算に関する附帯決議案。令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算は、歳入で保険料収入として1人当たり年間1万5千円の保険料の値上げが含まれおり、現在物価上昇が続く経済状況の中、国民健康保険の加入者には高齢者や自営業者が多く、保険料の負担増加が生活に与える影響も少なくない。このような状況も踏まえ、来年度の国民健康保険特別会計事業は保険料の増収だけに依存するだけではなく、町政全般における保険事業の推進を図り住民福祉の向上を目指すことが求められる。議会として国保財政の安定と住民福祉の増進の立場から以下の取り組みを提言する。1、国民健康保険料の値上げにあたっては低所得者に配慮するとともに、引き続き中長期的な負担の平準化に努めること。2、被保険者には保険料納付等の相談などきめ細やかな対応を進め、軽減、減免、納付猶予などの制度についても周知を図ること。3、保険料負担の公平性と国保財政の安定性を保つため、引き続き収納率の向上を図る

こと。4、国民健康保険事業の財政運営及び保険料の見通しを広報とうえいなどを通じて町民にわかりやすく説明し理解を広げていくこと。5、住民の健康の増進を図るためデータヘルス計画などの健康事業を推進し、特定健診の受診率向上に向けた取り組みを継続すること。以上、決議する。令和7年3月17日。東栄町議会。以上であります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。質疑はございますか。

（「なし」の声あり。）

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。ただ今ご提案がありました発議第2号、議案第31号令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算に関する附帯決議に反対の立場で討論いたします。この内容はですね、令和7年度に東栄町の国民健康保険が1人当たり1万5千円の値上げを行うということで、5点の内容を決議として盛り込んでいるものです。1点目は引き上げにあたっては低所得者に配慮するとともに引き続き中長期的な負担の平準化に努めることとありましたが、この低所得者に配慮するとは一般会計からの法定外繰入によって実際の保険料を軽減するという事を含まないと、そのように理解しておりますので私としては実効性のないものだと思います。この内容はですね、制度の周知また今後の収納率の向上、それから財政運営及び保険料の見通しを説明し理解を広げること等々であります。町民の皆さんにこれから与えられる負担増というのは周知や理解で何とかできるというものではないのでしょうか。今日、本日示された事業者所得のモデル世帯の保険料の増額についてでございます。世帯所得300万円の50歳代事業所得の2人世帯では、年間の保険料49万3千円にもなります。1割どころなわけではないんですね。パターン2の方50歳代の事業所得のある方3人世帯で世帯所得が400万円という方、年間保険料56万4,500円です。これ周知、理解で払い続けていけるのでしょうか。今年だけではありません。来年もその先も5年間ずっと上がり続けるかもしれません。その際に私たち議会は周知をお願いするだけでよいのか、実際の負担を和らげる施策なくして町民に理解だけを求めるということは、私はそれだけではやはり議会としての意見表明として意義を理解できないと思います。

議長（加藤彰男君）

他にございますか。

伊藤議員。

5番（伊藤真千子議員）

発議第2号、議案第31号令和7年度東栄町国民健康保険特別会計予算に関する附帯決議について賛成いたします。東栄町国民健康保険特別会計予算は歳入で保険料収入1人当たり1万5

千円の保険料の値上げが含まれるものであります。令和5年度までは国保加入者の負担軽減を図るため国民健康保険財政調整基金を活用し保険料率を据え置いてきました。このまま据え置くと乖離幅が年々拡大し、令和11年度には1人当たり推計10万円という大きな金額になりかねないことから、今回は1人当たりの保険料1万5千円を値上げということであり、今後執行部として毎年保険料の見直しを行い、できる限り保険料を抑制すると計画されていますが、1人当たり1万5千円はとても大きな金額であり、国保保険加入者には高齢者や自営業者の方が多く物価上昇が続く中で保険料増加が生活に与える影響も大きいと考え、国保財政の安定と住民福祉の増進立場から5つの取り組みを提言したものであります。保険料の引き上げに伴い特に収入の少ない方たちへの影響を考慮しつつ負担のバランスをとる国保の財政を安定化させるために、保険料の収納率向上に努め、軽減、減免納付猶予などの制度の周知徹底を図る住民の健康を図るために特定健診の受診効率向上に向けた取り組みの継続など、この提言のもと国保の取り巻く環境を大きく変化していく中、国保事業を継続していく上で保険料の見直しは必要と判断し賛成します。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。本会議での採決を行います。発議案の採択に賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立6名、賛成者の起立多数です。

よって発議第2号は原案のとおり採択とされました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第37「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び議長諮問に関する事項について会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。閉会中の継続審査することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって議会運営委員長からの申し出の閉会中の継続審査を決定いたしました。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

会期中の皆さまのご協力を改めてお礼申し上げます。そして先ほど述べましたように、本定例会の会期中においてお昼の休憩について職員の皆さんとの影響等の提議等もあり、議会として受け止めていくという上で、今後議会運営上で働く立場としての職員の皆さんの状況も把握していくということに努めたいと思いますので、また改めてご確認をお願いいたします。

以上をもちまして令和7年第1回東栄町議会定例会を閉会いたします。